

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認栃木地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	9 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	8 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	11 件
国民年金関係	2 件
厚生年金関係	9 件

第1 委員会の結論

申立人は、昭和56年4月から57年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和33年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和56年4月から57年3月まで

昭和56年3月に会社を退職し、同年11月に結婚した。国民年金保険料については、夫が同居家族分をまとめて、納税組合を通じて納付していたので、申立期間について未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は昭和56年12月に払い出されていることから、申立人は、同年11月に結婚した直後に加入手続を行ったと推察され、申立期間は現年度保険料の扱いとなることから、申立期間の国民年金保険料をその夫が納税組合を通じて、他の同居家族の分と一緒に納付していたとの主張に不自然さは見られない。

また、申立期間当時同居していたその夫及び義母は、申立期間を含めて国民年金保険料をすべて納付しており、長年にわたり口座振替や前納制度を利用するなど、納付意識の高い家庭であったことがうかがえる。

さらに、申立期間は12か月と短期間であるとともに、申立人は申立期間以外に未納は無い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、昭和56年4月から57年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所における資格喪失日に係る記録を平成5年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を53万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和31年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年3月31日から同年4月1日まで

平成4年4月から5年3月まで1年間にわたってA事業所に勤務していたが、厚生年金保険の加入記録を見たところ、最後の1月の記録が欠落していることがわかった。申立期間について勤務していたことは間違いないので、被保険者として認めてもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録、事業主が提出した在籍証明書及び雇用契約書から判断すると、申立人が、申立期間についてA事業所に勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人に係る平成5年2月の社会保険庁のオンライン記録から、53万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主が提出した申立人に係る被保険者資格喪失確認通知書から、事業主が平成5年3月31日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年3月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所における資格喪失日に係る記録を昭和54年3月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を13万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和53年10月1日から54年3月1日まで

私は、昭和47年11月から56年3月まで、B市の会社に継続勤務していた。その間、何度か会社名が変わったが、退職するまで継続して勤務していたので、申立期間の年金記録が欠落しているのはおかしい。昭和53年11月、12月の給与明細書があり、それによれば、厚生年金保険料は控除されているため、被保険者期間で無かったとは考えられない。調査の上、訂正してもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された給与支払明細書及び雇用保険の記録により、申立人が申立てに係る事業所に継続して勤務し（昭和53年10月1日にA事業所からC事業所に移籍）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、C事業所は昭和54年3月1日に厚生年金保険の適用事業所となることから、申立人の被保険者資格は、本来同日までA事業所において引き続き有すべきものである。

また、申立期間の標準報酬月額については、給与支払明細書の保険料控除額から、13万4,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額を平成7年11月から9年5月までは36万円、同年6月から10年1月までは20万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和20年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成7年11月1日から10年2月17日まで
社会保険事務所から連絡を受け、厚生年金保険の記録と給与の記録が合っているかどうか確認したところ、当時の給与の振込金額と標準報酬月額の間にはかなりの差があるので正しいものに訂正してもらいたい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、社会保険事務所のオンライン記録によると、申立人のA社における厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、平成7年11月から9年5月までは36万円と記録されていたが、同社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった平成9年6月1日以降の同年6月11日付けで、申立人を含む10人が標準報酬月額の記録をさかのぼって減額訂正されており、申立人の7年11月から9年5月までの標準報酬月額は、36万円から9万8,000円に引き下げられていることが確認できる。

また、申立人のB社における厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、平成9年6月から10年1月までは20万円と記録されていたが、同社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった平成10年3月1日以降の同年6月12日付けで、申立人を含む2人が標準報酬月額の記録をさかのぼって減額訂正されており、申立人の9年6月から10年1月までの標準報酬月額は、20万円から9万2,000円に引き下げられていることが確認できる。

さらに、申立人は申立期間当時、A社及びB社の店長として勤務しており、

役員等ではなかったことが登記簿謄本で確認できる。

加えて、元代表取締役からは、「当時、同社は、厚生年金保険料を滞納していた。社会保険事務所の職員から標準報酬月額の変更処理を勧められた。申立人は厚生年金保険に係る届出事務について権限を有しておらず、当該遡及訂正処理に関しては、従業員には説明していないので知らないだろう。」との証言が得られており、申立人が当該遡及訂正処理に関与したとは考え難い。

これらを総合的に判断すると、かかる処理を行う合理的な理由は無く、標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た平成7年11月から9年5月までは36万円、同年6月から10年1月までは20万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額を平成8年6月から9年10月まで59万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年6月1日から9年11月1日まで
社会保険事務所の職員から、自分の標準報酬月額について、不適正な引下げ処理が行われた可能性があるとの説明を受けた。まったく心当たりがないので、元の記録に訂正してもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所のオンライン記録によると、申立人のA社における厚生年金保険の標準報酬月額は、当初平成8年6月から9年10月までは59万円と記録されていたが、同社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった平成10年6月1日以降の同年6月5日付けで、申立人を含む役員及び従業員計10人の標準報酬月額の記録がさかのぼって訂正されており、申立人の場合、標準報酬月額が、8年6月から9年10月までの期間について、59万円から9万2,000円に引き下げられていることが確認できる。

一方、申立人は、平成9年分の源泉徴収票及び確定申告書の写しを所持しており、これを見ると、当該訂正処理前の標準報酬月額に相当する厚生年金保険料が控除されていたことが推認できる。

また、申立人は、当該事業所の登記簿謄本により、取締役であったことが確認できるが、平成9年8月25日に取締役を辞任し、当該遡及訂正処理が行われた約7か月前の平成9年12月1日に退職し、厚生年金保険の被保険者資格を喪失していることが確認できる。

さらに、申立人は同社において、同社の取締役として経理の業務についていたが、当時の総務部長は、「社会保険事務所に対する窓口は自分であり、従業員全員の被保険者資格喪失届を書いた記憶がある。申立人は、既に退職

していたため、社会保険に関する業務には携わっていなかった。」と証言している。

加えて、申立人の後任の経理担当者は、「会社が倒産した当時、滞納保険料の納付方法について社会保険事務所と相談していたのは自分であり、申立人は関与していない。」と証言していることから、申立人が当該標準報酬月額 of 訂正処理に事前に同意していたとは考え難い。なお、事業主は既に死去しているため、当時の事情を聴取することができないが、他の役員及び経理事務を担当していた従業員から、当時のA社が、厚生年金保険料を滞納したまま倒産したとの証言が得られている。

これらを総合的に判断すると、申立期間において、標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た 59 万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B事業所における被保険者記録のうち、申立期間に係る資格喪失日（昭和30年6月23日）及び資格取得日（昭和30年9月28日）を取り消し、申立期間の標準報酬月額を1万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和30年6月23日から同年9月28日まで

私は、昭和21年2月1日にA社B事業所に入社し、38年8月1日に退社するまで継続して勤務していたが、厚生年金保険被保険者期間を照会したところ、申立期間について被保険者としての記録が確認できないとの回答をもらった。途中、退職した憶えはなく、給与から厚生年金保険料が控除されていたと思うので、申立期間について加入記録を訂正してもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、社会保険事務所の記録では、A社B事業所において昭和21年2月1日に被保険者資格を取得し、30年6月23日に資格を喪失した後、同年9月28日に同事業所において再度資格を取得しており、30年6月から同年8月までの申立期間の被保険者記録が無い。

しかし、同じ業務に従事していた複数の元同僚から、申立人が休職や一時退社することなく、申立期間を含めてA社B事業所に継続して勤務しており、業務内容及び勤務形態の変更は無かったと証言しており、これらの元同僚は、いずれも申立期間において厚生年金保険被保険者記録が継続している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和 30 年 5 月及び同年 9 月の社会保険事務所の記録から、1 万 2,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、当該事業所は昭和 60 年 9 月 1 日に全喪しており、事業主も不明と回答していることから、これを確認することはできないが、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後被保険者報酬月額算定基礎届や被保険者資格の喪失届を提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録しておらず、これは通常の事務処理では考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所へ資格の得喪等に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和 30 年 6 月から同年 8 月までの保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額については、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、当該期間の標準報酬月額を19万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和45年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年10月1日から10年8月31日まで

社会保険事務所職員が訪れ、標準報酬月額が引き下げられている可能性があるとの話をされた。当時の給与月額は18万円から19万円くらいだったので、標準報酬月額が平成9年10月から9万8,000円とされているのはおかしい。正しい標準報酬月額にしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録では、当初、申立人の申立期間の標準報酬月額は申立人が主張する19万円と記録されていたが、A社が適用事業所でなくなった日（平成10年8月31日）の後の同年9月16日付けで、申立人を含む5人の標準報酬月額が^{そきゅう}遡及して訂正されており、申立人の9年10月から10年7月までの標準報酬月額が9万8,000円に訂正されていることが確認できる。

また、申立人は、当該事業所の役員ではなかったことが、登記簿謄本により確認できる上、同僚は、「申立人は、ホテルのフロント業務であり、厚生年金保険関係の業務には関与していない。」としていることから、申立人が当該^{そきゅう}遡及訂正処理に関与したとは考え難い。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、当該訂正処理を^{そきゅう}遡及して行う合理的理由は無く、標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た19万円に訂正することが必要と認められる。

栃木厚生年金 事案 362

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額を平成3年7月から4年9月までは47万円、同年10月は44万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年7月1日から4年11月30日まで

社会保険事務所の記録によると、申立期間の標準報酬月額が8万円となっているが、標準報酬月額が下がった記憶は無い。申立期間は、年俸にして600～700万円位をもらっていたので、正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所のオンライン記録によると、申立人のA社における厚生年金保険の標準報酬月額は、当初平成3年7月から4年9月までは47万円、同年10月は44万円と記録されていたが、同社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった4年11月30日以降の5年2月5日付けで、申立人の標準報酬月額が、3年7月から4年9月までの期間は47万円から8万円に、同年10月は44万円から8万円に、それぞれさかのぼって引き下げられていることが確認できる。

また、申立人は、申立期間当時、当該事業所の閉鎖登記簿謄本から取締役であったことが確認できるが、社会保険に係る事務を担当していたとする元取締役から、「申立人は、一級建築士及び工法の特許を所持していた関係で、現場監督の業務についており、会社の経営には直接携わっていなかった。また、厚生年金保険に係る届出事務は担当しておらず、標準報酬月額をさかのぼって訂正処理できる立場にもいなかった。」との証言が得られた。

さらに、複数の元従業員からも、「申立人は、取締役であったが、現場

監督であり、厚生年金保険に係る業務には関与していなかった。」との証言が得られていることなどから、当該遡^{そきゅう}及訂正処理に関与したとは考え難い。

これらを総合的に判断すると、かかる処理を行う合理的な理由は無く、標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た平成3年7月から4年9月までは47万円、同年10月は44万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち昭和35年11月20日から37年3月1日までの厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和35年11月20日に、資格喪失日に係る記録を37年3月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額について、昭和35年11月から36年3月までは6,000円、36年4月から37年2月までは8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和35年8月20日から37年3月1日まで

私は、申立期間においてA社に勤務していたが、この間の厚生年金保険の被保険者記録が無い。勤務したことは間違いないので被保険者であると認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の具体的な記憶及び当時の上司、複数の同僚の供述から判断すると、申立人が申立期間について、A社に勤務していたことが認められる。

また、申立人と同時期にA社に勤務し、同じ業務に従事していた複数の同僚は、「当該事業所において、申立人と一緒に仕事をしており、勤務実態も変わらなかった。社会保険には加入していたはずである。」との証言が得られている。

さらに、当時の事務担当者は、「当該事業所の従業員は全員正社員であり、パートという勤務形態はなかった。また、採用の際、2、3か月の試用期間が経過した後、厚生年金保険に加入させていた。」と証言している上、複数の同僚からも、「入社後、試用期間が2、3か月あった。」との証言を得ており、当該複数の同僚の記録は、昭和35年4月1日に入社し、同年7月1日から厚生年金保険の被保険者となっていることが確認できる。

一方、申立人は、「昭和37年に叔母が会社を設立し、手伝ってくれるよう頼まれたため、A社を退職した。」と供述しているところ、同僚からも、

「申立人は、昭和 37 年春ごろまでは勤務していたと思う。」との証言を得た。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、採用日から 3 か月経過後の昭和 35 年 11 月 20 日から 37 年 3 月 1 日までの期間について、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間のうち、昭和 35 年 11 月から 37 年 2 月までの標準報酬月額については、A 社における同僚の記録から、昭和 35 年 11 月から 36 年 3 月までは 6,000 円、同年 4 月から 37 年 2 月までは 8,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務を履行したか否かについては、A 社が平成 8 年 9 月に全喪しており、元役員から聴取しても、人事記録及び賃金台帳等の資料が残存しておらず不明としているが、申立期間の被保険者名簿に記録された健康保険証番号に欠番が無いことから、申立人に係る社会保険事務所の記録が失われたことは考えられない。仮に事業主から申立人に係る被保険者資格取得届が提出された場合には、その後被保険者の資格喪失届を提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録しておらず、これは通常の事務処理では考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所へ資格の取得等に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和 35 年 11 月から 37 年 2 月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和55年11月から57年5月までの期間、57年8月から60年7月までの期間及び60年12月から61年5月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和35年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和55年11月から57年5月まで
② 昭和57年8月から60年7月まで
③ 昭和60年12月から61年5月まで

国民年金保険料の納付記録を照会したところ、加入時からの記録が約60か月不足していることが分かった。

人生を振り返ると、収入が少なくとも、税金や年金などの手続はきちんとしていたはずであり、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人から聴取しても、国民年金の加入手続及び保険料納付に関する記憶は不明瞭^{りょう}であり、「18歳のころ、アルバイト先で国民年金の加入手続をしてくれたと思う。」など、制度上矛盾する証言をしていることなどから、申立期間の国民年金の加入状況及び保険料納付状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和63年11月に払い出されており、申立期間は未加入期間であることから、保険料納付書が発行されたとは考え難く、しかも、社会保険事務所が保有する国民年金手帳記号番号払出簿、及び申立期間において申立人が居住していたとする複数の市町村の記録を調査しても、申立人に対し、別の手帳記号番号が払い出されている事実は確認できなかった。

さらに、申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

栃木国民年金 事案 633

第1 委員会の結論

申立人の昭和52年12月から57年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和32年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和52年12月から57年3月まで

20歳を迎える少し前に国民年金加入勸奨のハガキがきたので、市役所の出張所で加入手続を行った。同時に納付組合にも加入し、両親と一緒に納付組合で納付していたので、申立期間が未納とされているのは納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人に係る国民年金加入手続を行い、申立期間の保険料を納付したとするその母親から聴取しても、当時の記憶は曖昧であり、しかも、申立人自身は国民年金の手続に直接関与していないため、国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された昭和57年7月の時点では、申立期間の大部分は時効により納付できない期間であり、申立人に対し、別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人は、申立期間の国民年金保険料について、3か月ごとに約2万円を納付組合を通じて納付していたと主張しているが、当時の保険料額は3か月で6,600円(52年度)から1万3,500円(56年度)であり、申立人が納付していたとする保険料額とは相違する。

加えて、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)、周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年5月26日から43年4月8日まで
昭和38年5月に、当時勤務していたA社から解雇を告げられたが、この解雇は不当なものであったため、事業主と争った結果、42年12月に中央労働委員会から当該解雇を無効とする命令が下された。しかし、社会保険庁の記録を見ると、申立期間について、厚生年金保険の被保険者記録が欠落していることがわかった。このような記録には納得がいかないので、申立期間について被保険者として認めてもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

中央労働委員会の判定事例集及び厚生年金保険の被保険者記録から、A社が、昭和38年5月に申立人をいったん解雇した後、中央労働委員会の命令書を受けて復職させたことが推認できる。

しかしながら、申立人から聴取したところ、復職時に係争期間に係る賃金をまとめて受け取ったとしているものの、当時の協定書などの資料は無い上、厚生年金保険料が控除されていたか否かについては記憶していないとしている。

また、A社は平成6年9月1日に全喪しており、同社の事業を継承したB社に照会しても、当時の資料が残存していないため、申立てに係る事実関係については不明としている。

なお、申立人に係る当該事業所における雇用保険の加入記録は無い。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間について、厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 15 年 1 月 1 日から同年 7 月 11 日まで
社会保険事務所から連絡があり、申立期間の標準報酬月額がさかのぼって引き下げられていることを知った。申立期間当時、報酬を下げた記憶は無く、会社倒産時まで標準報酬月額は 60 万円位だったと思うので、当初の記録に訂正してもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録によると、A社は、平成 15 年 7 月 11 日をもって適用事業所でなくなっているところ、同日後の同年 7 月 15 日付けで、申立人の申立期間に係る標準報酬月額が 62 万円から 9 万 8,000 円に減額訂正されたことが確認できる。

しかし、閉鎖登記簿謄本により、申立人は、申立期間当時、当該事業所の代表取締役であったことが確認できる。

また、申立人は、「申立期間当時、社会保険料は滞納していない。社会保険事務所の職員に言われ、全喪届は提出したが、標準報酬月額を訂正し、未納分の保険料に充当する話はしていない。」としているが、社会保険事務所が保管する保険料等還付請求書と領収書には、事業所印と代表者の認印が押されている上、社会保険過誤納金 96 万 6,667 円が、同年 10 月 20 日に申立事業所に支払われたことが記録されており、この金額は、標準報酬月額を遡及訂正したことにより生じる厚生年金保険料の差額を、平成 15 年 6 月分の厚生年金保険料に充当した後の残金に相当することが確認できる。

以上のことから、申立人は、A社の代表取締役として、同社の業務執行に責任を負っていたと認められ、当該標準報酬月額の減額訂正について関与していなかったとは考え難い。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、同社の代表取締役として、自らの標準報酬月額に係る記録訂正に関与しながら、当該減額処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立人の厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間について、厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 15 年 1 月 1 日から同年 7 月 11 日まで
社会保険事務所から連絡があり、申立期間の標準報酬月額がさかのぼって引き下げられていることを知った。申立期間当時、報酬を下げた記憶は無く、会社倒産時まで標準報酬月額は 40 万円位だったと思うので、当初の記録に訂正してもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録によると、A社は、平成 15 年 7 月 11 日をもって適用事業所でなくなっているところ、同日後の同年 7 月 15 日付けで、申立人の申立期間に係る標準報酬月額が 41 万円から 9 万 8,000 円に減額訂正されたことが確認できる。

しかし、申立人は、事業主の妻であり、閉鎖登記簿謄本及び本人の供述により、申立期間当時、当該事業所の取締役であったことが確認できる上、さらに、当該事業所の経営に関して代表取締役である夫と一体となって行っており、社会保険に係る事務も担当していたとしている。

また、申立人は、「申立期間当時、社会保険料は滞納していない。社会保険事務所の職員に言われ、全喪届を作成し提出したが、標準報酬月額を訂正し、未納分の保険料に充当する話はしていない。」としているが、社会保険事務所が保管する保険料等還付請求書と領収書には事業所印と代表者の認印が押されている上、社会保険過誤納金 96 万 6,667 円が、同年 10 月 20 日に申立事業所に支払われたことが記録されており、この金額は、標準報酬月額を遡及訂正したことにより生じる社会保険料の差額を、平成 15 年 6 月分の社会保険料に充当した後の残金に相当することが確認できる。

以上のことから、申立人は、A社の取締役として、社会保険に関する事務について権限を有していたと考えるのが自然であり、当該標準報酬月額の減額訂正について関与していなかったとは考え難い。

これらの事情及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、同社の取締役として、自らの標準報酬月額の減額処理に関与しな

がら、当該減額処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額記録を訂正する必要は認められない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間について、厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 6 年 7 月 1 日から 8 年 4 月 1 日まで

私はA社の代表取締役ではあったが、事務処理は会計事務所に任せており、一切携わっていなかった。私に関与しないところで、会計事務所と社会保険事務所が、勝手に私の標準報酬月額をさかのぼって減額訂正したと思うので記録を元に戻してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録によると、A社は、平成 8 年 5 月 31 日に適用事業所でなくなっているところ、同日後の 8 年 6 月 10 日付けで、申立人の標準報酬月額の記録が、平成 6 年 7 月から同年 10 月までの期間は 53 万円から 9 万 8,000 円に、また、同年 11 月から 8 年 3 月までの期間は 30 万円から 9 万 8,000 円にそれぞれ減額訂正されたことが確認できる。

しかし、登記簿謄本により、申立人は、申立期間当時、A社の代表取締役であったことが確認できる。

また、社会保険事務所から提出された債権記録リストにより、同社が平成 6 年 12 月以降、厚生年金保険料を滞納していたことが確認できる。

さらに、申立人は、当該標準報酬月額の減額訂正について関与していないとしているものの、「会社の代表者印は自分が管理していた。」と証言している上、社会保険に係る事務を担当していたとする申立人の妻は、「申立期間当時、厚生年金保険料を滞納しており、社会保険事務所職員から、滞納保険料を解消するため、さかのぼって標準報酬月額を引き下げる旨の働きかけがあった。」と証言している。

以上のことから、申立人は、同社の代表取締役として、標準報酬月額の減額訂正について、関与していなかったとは考え難い。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、A社の代表取締役として、自らの標準報酬月額に係る記録訂正に関与しながら、当該標準報酬月額の減額処理が有効なものではないと主張することは、信義則上許されず、申立期間について、厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間について、厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 8 年 9 月 1 日から 10 年 8 月 18 日まで
平成 8 年 9 月 1 日から 10 年 8 月 18 日の期間の標準報酬月額が 9 万 8,000 円になっているが、当時会社の経営が苦しくて給料を下げても、最低でも 100 万円ぐらいはもらっていたので、正しいものに直してもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録によると、申立人が代表取締役を務めていた A 社は、平成 10 年 8 月 18 日をもって適用事業所でなくなったことが確認できるとともに、申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、申立人の資格喪失日である 10 年 8 月 18 日より後の同年 9 月 9 日に、59 万円から 9 万 8,000 円に減額訂正されたことが確認できる。

申立人は、当該^{そきゆう}遡及訂正処理について心当たりは無いとしているが、役員を含む複数の元従業員から、申立期間当時、A 社が厚生年金保険料を滞納していたこと、及び平成 10 年 10 月まで給与から厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、従業員に説明の無いままさかのぼって資格喪失処理がなされたことなどについて証言^{そきゆう}が得られており、事実、同社の全喪処理は、平成 10 年 9 月 9 日に、同年 10 月の定時決定を取り消した上で入力処理されていることが確認できることなどから、A 社が厚生年金保険料を滞納しており、滞納額を縮減するために当該^{そきゆう}遡及訂正処理がなされたと考えるのが自然である。また、申立人は、同社の代表^{そきゆう}取締役として社判の管理をしていたと主張していることなどから、当該^{そきゆう}遡及訂正処理に同意していたと考えられる。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、取締役として、自らの標準報酬月額に係る記録訂正に同意しながら、当該標準報酬月額の減額処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立期間について、厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 40 年 4 月 1 日から同年 9 月 30 日まで

私は、学校卒業後、昭和 40 年 4 月にA社に入社し、41 年 8 月に退職するまで継続して勤務していたが、申立期間について厚生年金保険被保険者記録が無い。申立期間について厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人について、申立期間に係る雇用保険の加入記録及び申立期間当時にA社に在籍していた同僚の証言から、申立人が申立期間に当該事業所に勤務していたことを推認することができる。

しかしながら、申立人が所持する厚生年金保険被保険者証によると、「初めて資格を取得した日」は「昭和 40 年 10 月」と記載されており、社会保険事務所の被保険者名簿及びオンライン記録とほぼ一致している。

また、社会保険事務所の記録によると、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所となったのは、昭和 40 年 10 月 1 日であることが確認できる。

さらに、申立期間当時、一緒に勤めていたとする同僚の厚生年金保険の加入年月日は昭和 40 年 10 月 1 日であるとともに、その同僚の国民年金の加入記録を確認したところ、申立期間について国民年金に加入し、保険料を納付していたことが確認できる。

加えて、当該事業所は既に解散しており、申立人の申立期間における厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

栃木厚生年金 事案 370

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 58 年 12 月 21 日から 59 年 6 月 1 日まで
私は、昭和 58 年 12 月 21 日から 59 年 6 月 1 日まで A 社に勤務しており、保険料を事業主から控除されていたことを記憶しているので、申立期間において、厚生年金保険の被保険者であったと認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

同僚の証言により、申立人が申立期間当時、A 社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、申立人は、同僚についての記憶が曖昧^{あいまい}である上、元同僚は、「申立人は、勤務期間が短かったので多分社会保険に入れてもらえなかったと思う。当時、辞める人が多かったので、会社は 1 年くらい社会保険に入れていなかった記憶がある。」と証言している。

また、当該事業所における申立人の雇用保険被保険者記録が無い上、社会保険事務所が保管する A 社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立人の名前は見当たらず、健康保険証の整理番号に欠番も無い。

さらに、申立人が申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間について、厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年4月1日から9年4月1日まで
社会保険事務所から連絡を受け、私の標準報酬月額が、申立期間において大幅に引き下げられていることを知った。当時給料はもっともらっていたので、正しい標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所のオンライン記録によると、A社は、平成9年7月18日に適用事業所でなくなっているところ、申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、同日後の同年10月7日付けで、30万円から9万8,000円に減額訂正されたことが確認できる。

しかし、登記簿謄本により、申立人は、申立期間当時、当該事業所の代表取締役であったことが確認できる。

また、申立人は、申立期間当時、社会保険料の滞納があったことを認めており、滞納分は現金で支払ったとしているが、その時期、金額等内容について記憶は曖昧であり、納付した事実を確認できる領収書も無い上、「自分が入院している病院にまで社会保険事務所の職員が来て、保険料を払って下さい、払えないのなら社会保険を辞めて下さいと言われ、慌てて妻が社会保険事務所に出向き書類を提出した。」と供述していることから、申立人は、未納保険料を相殺する手段として、社会保険事務所の職員の勧めに同意し、何らかの届出書を提出したと考えるのが自然である。

これらの事情及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、同社の代表取締役として、自らの標準報酬月額の減額処理に関与しながら、当該減額処理が有効なものではないと主張することは、信義則上許されず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額の記録を訂正する必要は認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 5 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 20 年 10 月 20 日から 30 年 4 月 15 日まで
社会保険事務所で年金記録を確認したところ、申立期間についてA社の加入記録が無いとのことであった。しかし、申立期間は継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者であったと認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

事業所が保有する重役名簿から、申立人が、申立期間においてA社に勤務していたことは確認できる。

しかしながら、当該重役名簿には、申立人は、昭和 20 年 6 月 5 日厚生年金保険に加入し、その後 30 年 4 月 15 日に再度、被保険者資格を取得した旨の記載があり、社会保険庁の被保険者記録と一致している。

また、閉鎖登記簿謄本に記載のある数人の役員のうち、重役名簿が現存する 3 人について調査したところ、2 人は申立人が当該事業所に入社した昭和 20 年ごろには、既に取締役就任しているが、社会保険事務所が管理する厚生年金保険被保険者名簿によると、厚生年金保険への加入は、申立人が厚生年金保険の資格を再取得した昭和 30 年 4 月 15 日と同日または同年 12 月 1 日であり、もう一人は、申立人と同日付 (昭和 21 年 5 月 20 日) で取締役就任しているものの、申立人同様、厚生年金保険を一度資格喪失した後、30 年 4 月 15 日再取得していることが確認できる。

さらに、当時の同僚は、申立人について、勤務していたことは記憶しているが、厚生年金保険の加入、保険料控除についての証言を得ることはできなかった。

加えて、当該事業所では、申立期間当時の関係資料について、重役名簿以外保存しておらず、申立人の厚生年金保険への加入手続及び保険料控除につ

いて確認することはできなかった。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これら申立て内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。